

平成24年2月1日

日本年金機構

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆様へ

東日本大震災に対処するための厚生年金保険等の標準報酬月額 の改定等の特例措置の終了についてのお知らせ

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における厚生年金保険、健康保険、船員保険の「標準報酬月額の改定の特例」及び「保険料免除の特例」は平成24年2月までとされています。

1. 標準報酬月額の改定の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る厚生年金保険、健康保険及び船員保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされていますが、平成24年2月までに受けた報酬が対象となります。

※ 平成24年3月以降の標準報酬の改定については、月額変更届又は算定基礎届により改定されることとなります。

2. 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険、健康保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当（児童手当）の拠出金の免除ができることとされていますが、免除できる保険料及び拠出金は平成24年2月納付分（平成24年1月分保険料）までとなります。

※ 平成24年3月納付分（平成24年2月分保険料）以降について、震災の影響等により納付が困難な場合は、納付の猶予の制度もございますので、お早めにお近くの年金事務所にご相談ください。

※ 現在、納期限が延長されている地域については、引き続き納期限が延長されますので、後日定められる延長後の納期限までに計画的に納付してください。